

「戦争立法」与党合意を斬る（改訂）

弁護士 佐藤真理

第1 憲法の恒久平和主義

侵略戦争に対する反省

不戦の決意

先駆性

「戦争の違法化」と国連憲章（2条3項 平和的解決義務、2条4項 武力不行使原則）

※ 国連憲章を超える先駆性

非戦・非暴力平和主義

憲法9条

① 「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

憲法前文の第2項

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとしている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

「戦争は絶対にしない。武力の行使、威嚇もしない。」

「軍隊を持たない。」「交戦権も放棄する。」

「戦争のない世界」を目指す。戦争しない国＝日本ブランド

第2 従来の政府解釈

戦後70年は、改憲（日米支配層）と護憲・活憲（民衆）の「せめぎあい」の歴史

<現行法制の基本的な枠組み>

第1原則 我が国への武力攻撃の場合に限り、武力行使ができる（個別的自衛権、「専守防衛」に徹する）。

第2原則 海外では武力行使できない（自衛隊員の武器使用のみ）。

第1原則及び第2原則を踏み外さないための「歯止め」として、以下の原則が派生する。

- ③ 他国の武力行使との一体化禁止
- ④ 海外での自衛隊の活動は、後方地域（非戦闘地域）における後方支援、人道復興支援に限定（警護活動、安全確保活動、船舶検査活動のような危険な前線での活動禁止）
- ⑤ 武器使用は自己保存権に基づくものに限定、任務遂行のための武器使用禁止
- ⑥ 相手に対する危害射撃は刑法第36条、第37条（正当防衛、緊急避難）に限定
- ⑦ 武器使用は個々の自衛官に与え、自衛隊の部隊等には与えない
- ⑧ P K O参加五原則。（①停戦合意の成立、②紛争当事国によるP K O実施と日本の参加への合意、③中立的立場の厳守、④基本条件が満たされないと撤収、⑤武器の使用は生命の防護のための必要最小限に限る。）
- ⑨ 武器輸出3原則、非核3原則、防衛費のG D P 1 %枠

これら様々なしくみや政策が一体となって、平和国家（専守防衛国家）を構成し、日本独自の「平和憲法文化」を形成し、これらを**国民の平和の意識と運動が支える**という構造。

第3 安倍内閣の野望——憲法破壊の軍事大国を目指す

<年表>

第1次安倍内閣(2006.9～2007.8)

2006・12 教育基本法改正(愛国心規定)

第2条(教育の目標)5号「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、**態度を養うこと**」

2006.12 防衛庁が防衛省に昇格へ

2007・5 憲法改正国民投票法成立

民主党政権(2009.9～2012.12)

2012・9 尖閣諸島国有化

※ 自民党が「日本国憲法改正草案」発表(2012・4)

第2次安倍内閣(2012.12.26～2014.12.24)

2013・1 憲法96条改正を企図

10・3 「2+2」日米安全保障協議委員会の会合(東京)

11・26 国家安全保障会議(日本版NSC)設置法成立

12・06 特定秘密保護法が強行採決で成立

12・17 国家安全保障戦略(NSS)、新防衛計画大綱、中期防衛力整備計画を同時に決定(3点セット)

NSS 1957年の「国防の基本方針」を改定

12・26 安倍首相、靖国神社を公式参拝

2014・4 武器輸出3原則の変更(防衛装備移転3原則)

平和経済国家から「死の商人」国へ

5・15 安保法制懇報告書、「基本的方向性」を確認、首相記者会見

6・22 第186通常国会会期末

7・1 第11回与党協議会で合意。閣議決定（資料1）。記者会見

10・8 ガイドライン見直し「中間報告」（資料2）

12・14 第47回衆議院選挙

自民 291（－4）（比例68 比例得票率33%）61%の議席

公明 35（＋4） 自公で326、3分の2の317を超過

共産 21（＋13）（比例20 比例得票率11%）

第3次安倍内閣（2014.12.24～）

2015年2月13日 政府と与党協議始まる。

3月20日 「安全保障法制整備の具体的方向性について」を与党合意（資料3）

3月26日～4月26日 一斉地方選挙

4月中旬 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直し（78年、97年に次ぐ再改訂）

5月中旬 「戦争立法」関連法案の国会上程

6月24日 第189通常国会の会期末

大幅延長で、8月頃までに成立を狙う。

安倍首相

日本会議国会議員懇談会の特別顧問

靖国派

侵略戦争を正当化、美化

歴史修正主義

「戦後レジームからの脱却」「日本を取り戻す。」

「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、・・天皇を戴く国家」（自民党憲法改正草案）

「戦争立法」の登場

2014・5・15 安保法制懇報告書

7・1 第11回与党協議会で合意。閣議決定（資料1）。記者会見

10・8 ガイドライン見直し「中間報告」（資料2）

2015・2・13～3・20 7回の与党協議で「安全保障法制整備の具体的方向性について」を与党合意（資料3）

第4 「戦争立法」（与党合意）を斬る

1 「安全保障法制整備の具体的方向性について」（以下「安保法制整備の方向性」）の本質・性格

・「戦争しない国」から、「いつでも、どこでも、自衛隊派兵ができ、切れ目なく米

軍の戦争を支援できる国」(軍事大国)を目指す。

「いつでも、どこでも、どんな戦争にも、あらゆる形でアメリカの戦争に荷担することを可能にするもので、法律による9条の全面破壊だ。」(渡辺治名誉教授 3・16「9条の会」全国討論集会)

- ・集团的自衛権行使(存立事態)を組み込むとともに、海外派兵法制の再編・強化とグレーゾーン事態への自衛隊の投入によって、「海外に戦争に出て征く国」(外征国家)への「切れ目のない法制」に変容させるもの。
- ・「安倍首相と一部官僚の暴走がこの国を滅ぼそうとしている」
「米国とともにどこへでも戦争に出て征く国」
『切れ目ない』対応でどこまでも・・・行きつくところは全面戦争」
- ・ 憲法9条の全面的な破壊。恒久平和主義の放棄。

※ 安倍首相の「積極的平和主義」は、ヨハン・ガルトウング(ノルウェー)提唱の平和学という「積極的平和」とは無関係。真逆の積極的武力主義である。

「国際協調主義(憲法98条)を悪用して、日本の対外的な軍事機能を一気に拡大することを憲法の平和主義の名のもとに正当化しようとするものであり、平和主義の政治的利用、端的に言えば、『政局的平和主義』である。」(水島教授)

2 集团的自衛権——有事法制の拡張と再起動

(1) 従来の政府解釈

自衛権行使の3要件

- ①我が国に対する急迫・不正の侵害があること、即ち武力攻撃があること
- ②他に手段がないこと
- ③必要最小限

(2) 「憲法9条の下で認められる自衛の措置」としての武力行使の新3要件

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、
- ②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、
- ③必要最小限度の実力を行使することは、・・・憲法上許容される。

(7・1閣議決定)

(3) 新3要件に関する昨年7月の国会審議での政府答弁

- ①米国は「密接な関係にある国」に基本的に該当する(7月14日安倍首相)。
- ②米国に対する武力攻撃は、わが国の国民の命や暮らしを守るための活動に対する攻撃だから、3原則にあてはまる可能性が高い(7月14日岸田外相)。
- ③「これを排除し」の「これ」とは、他国への武力攻撃のことを言う(7月15日横 畠内閣法制局長官)
- ④「必要最小限度」は、武力攻撃の規模・態様に応じて判断する(7月15日 安

倍首相)。

⑤ホルムズ海峡への機雷敷設によって、存立が脅かされ、権利が根底から覆される事態は生じ得る(7月14日 安倍首相)。

※ 米国への武力行使があればほとんど自動的に参戦することを誓約したうえ(①、②)、自衛隊が「排除」するのは米国への攻撃そのもので「日本に危険が及ぶこと」ではなく(③)、対応するレベル(必要最小限)は米国が行っている戦争の「規模・態様」によって決まる(④)と言っていることになる。地域的限定はなく、経済的危機も含む(⑤)と言っているのだから、**対応する事態にもまったく限定はない**ことになる。

(4) 「安保法制整備の方向性」(資料3)

新3要件の①の後段＝「新事態」(存立事態)を、与党合意では、有事法制(武力攻撃事態対処法等)に組み込み、集団的自衛権の行使を可能にしようとしている。

『5 憲法第9条の下で許容される自衛の措置(自衛隊法、事態対処法等事態対処法制関連)

○ 憲法第9条の下で許容される自衛の措置については、閣議決定及びその後の国会における質疑において明らかにされた政府の考え方を踏まえ、事態対処法、自衛隊法などに規定されている「武力の行使」の要件を精査し、「新3要件」及び上記考え方をそれらの条文に**過不足なく盛り込む**こととする。具体的には以下の方向性で法整備を検討する。

①「新3要件」によって新たに「武力の行使」が可能となる新事態については、既存の武力攻撃事態等との関係を整理した上で、その名称及び定義を現行の事態対処法に明記すること

②上記の整理を踏まえ、新事態に対応する自衛隊の行動及びその際の武力行使については、必要な改正を盛り込んだ上で、現行の自衛隊法第76条(防衛出動)及び第88条(防衛出動時の武力行使)によるものとすること

③新事態に対応するために自衛隊に防衛出動を命ずるに際しては、現行自衛隊法の規定と同様、原則国会の事前承認を要すること

○武力攻撃事態(対処)法や自衛隊法のほか、上記を踏まえ改正が必要となる関連法律の改正を検討する。』

……武力攻撃事態(対処)法に「新事態」(たぶん存立事態)を明記、存立事態で防衛出動や「関係法律」(個別法)を発動する。「書き込み方」は先送り。

(5) 国際法に抵触・・ニカラグア事件判決が要求するもの

1986年6月27日の国際司法裁判所(ICJ)によるニカラグア事件判決(エルサルバドルとの集団的自衛権を口実にしたアメリカのニカラグアへの攻撃等を違法としたもの)は、集団的自衛権の要件に、「武力攻撃の**被害国**による武力攻撃を受けた事実の宣言及び他国への**援助の要請**」をあげている。この国際法上の要件と、「他国への武力行使+我が国の存立等の明白な危険」とする「存立事態」の要件とは整合しておらず、このままでは国際法と抵触する。「被害国の宣言と要請」を追

加すれば、「存立事態」が外国（米国）を守るためのものであることを、法文に明記し露呈することになる。

「他国の戦争に軍事介入すること」を本質とする集団的自衛権を、個別的自衛権の延長かのように描く「レトリック」が生み出す矛盾である。

(6) 集団的自衛権の行使は憲法違反で許されない——立憲主義と恒久平和主義に違反

① 立憲主義の意義を失わせる。

数百回の国会論戦で練り上げた精緻な理論

法律より上位の憲法解釈を一内閣が変更できるとすれば、立憲主義、法の支配は崩壊（阪田雅弘ら）。自衛隊合憲論の存立根拠を崩す。

※ 立憲主義＝「すべての人々が個人として尊重されるために、最高法規（憲法 98 条）としての憲法が、国家権力を制限し（憲法 99 条）、人権保障をはかる」

② 国民を危険にさらすことになる。日本の敵が一気に増え、国民生活に大きな影響が及ぶ。テロの脅威

③ 近隣諸国との緊張を高め、軍拡を助長する。

「安全保障のジレンマ」といわれるように、近隣諸国の軍拡の口実を日本が与えることになる。近隣との緊張関係の高まりが日本の集団的自衛権行使によって収束するとは考えられない。かえって緊張を高める。

④ 外交上のカードを失い、より困難に直面する。

⑤ 「平和国家」というジャパンプランドを失う。

憲法 9 条がノーベル平和賞候補に。

集団的自衛権行使に至れば、NGO 活動が危険になる。

中村哲、伊勢崎賢治（アフガニスタンで武装解除を担当）

国際協力 NGO の提言

3 国際貢献等——3つの海外派兵法制

「平時」から「戦時」、「国際貢献」を口実とする海外派兵に至るまで、あらゆる段階で、あらゆる場所に自衛隊派兵ができ、切れ目なく米軍を支援する体制を構築する。

憲法 9 条の全面的な破壊

* 3つの法制をいずれも派兵法制として自在に使えるようにするのが眼目。

- ・ 第1 周辺事態法改正 米軍等の軍事行動を直近で支援。
- ・ 第2 海外派兵恒久法 国連決議または関連する国連決議が必要だが、活動は後方支援まで。
- ・ 第3 PKO法改正 国連決議または関連する国連決議等活動は治安維持作戦まで。

3-1 周辺事態法改正

(1) 「安保法制整備の方向性」

『3 我が国の平和と安全に資する活動を行う他国軍隊に対する支援活動（周辺事態安

全確保法関連)

- 安全保障環境の変化や日米安保条約を基盤とする米国との防衛協力の進展を踏まえつつ、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態において、日米安保条約の効果的な運用に寄与し、当該事態に対応して活動を行う米軍及びその米軍以外の他国軍隊に対する支援を実施すること等、改正の趣旨を明確にするため目的規定を見直すほか、これまでの関連規定を参考にしつつ、対応措置の内容について必要な改正を検討する。
- このような改正の検討に当たっては、以下の要件を前提とする。
 - ① 他国の「武力の行使」との一体化を防ぐための枠組みを設定すること
 - ② 国会の関与については、対応措置の実施につき原則国会の事前承認を要するという現行周辺事態安全確保法の枠組みを維持すること』

……「重要影響事態」での発動＋「米軍以外の外国軍隊に対する支援」に拡大。支援の内容は先送り。

「周辺」概念を撤廃して活動地域を世界規模に拡大し、支援の対象を「米軍以外の国の軍隊」に拡張し、支援内容もいっそう積極的なものに改変しようとしている。法律名も、「重要影響事態法」といった名称に変更される見通し。

(2) 発動要件・・地理的限定も「武力行使のおそれ」も不要

「周辺」概念が廃止され、大幅に緩和される。

第1条の目的規定で「周辺事態」を定義しているが、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における」を削除し、「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」（重要影響事態）が残るものとされている。

「周辺」という地理的限定はなくなり、「武力攻撃に至るおそれ」も要件からはずれば、発動の対象は飛躍的に拡大する。

「大量の難民が殺到する可能性がある」「テロによって在外公館や在外邦人が危険にさらされる」「シーレーンに機雷が敷設され原油の輸送が妨げられる」など、どんな事態にも発動可能な融通無碍な法制となる。

(3) 活動地域・・軍事力を行使する米軍の直近での支援

閣議決定で「後方地域」の概念（3条1項3号）は廃止されたことから、「現に戦闘が行われている現場」でない場所での活動が認められることになる。

軍事行動を行う米軍に対する支援活動を戦闘現場直近の場所で行うことは、「敵軍」からすればほとんど参戦行為であり、活動が拡張される弾薬の補給などはそれ自体が交戦行為と考えられる。こうした場面で、「戦闘現場になったら休止・中断」が成り立つわけではない。

米軍の戦闘行動の直近で支援→なし崩し的に集団的自衛権行使

(4) 武器の使用・・任務遂行のための武器使用と「なし崩しの自衛権行使」

「自己保存型」「武器等防護」に限定されず、任務遂行のための武器使用（妨害を排除するための武器使用等）が許容されることになる見通し（11条の改正）。

「敵国」からの攻撃を受けた自衛隊の応戦（自己保存型）が、「なしくずし的に集団的自衛権行使」になっていく公算は大きい。

(5) 活動・・弾薬の提供や発進準備中の航空機への給油も

現行法で列挙されているのは、後方地域支援、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動その他の必要な措置（対応措置 2条1項）。この「枠組み」そのものは維持されるが、「後方」の概念がなくなるので、ただの「支援活動」「搜索救助活動」などになる。

支援活動の内容が拡大され、弾薬の提供や発進準備中の航空機への給油が加えられる（備考一、二の修正）。これらが交戦行為そのものである。

(6) 支援の対象・・米国の同盟国などの軍隊まで

現行法は「合衆国軍隊」に限定されているが、ここに「共同作戦に参加する米国の同盟国などの軍隊」が加えられる（3条1項1号の改正）。いっそう深く西側同盟国の一員に。

米国との間には日米安保条約や「ガイドライン」があるが、「米国の同盟国」とは直接の関係はなく、「密接な関係があるかどうかは個別的具体的に判断する」というのが新3要件についての政府答弁である（14年7月14日 安倍首相）。

融通無碍な法制に融通無碍な軍事支援を組み込んだとき、「偶発的な戦闘・参戦」が発生する可能性は飛躍的に拡大する。

3-2 海外派兵恒久法

(1) 「安保法制整備の方向性」

『4 国際社会の平和と安全への一層の貢献』

(1) 国際社会の平和と安全のために活動する他国軍隊に対する支援活動（新法を検討）

- 国際社会の平和と安全のために活動する他国軍隊に対する支援活動を自衛隊が実施できるようにするため、以下の要件を前提として法整備を検討する。
 - ① 他国の「武力の行使」との一体化を防ぐための枠組みを設定すること
 - ② 国連決議に基づくものであることまたは関連する国連決議があること
 - ③ 国会の関与については、対応措置の実施につき国会の事前承認を基本とすること
 - ④ 対応措置を実施する隊員の安全の確保のための必要な措置を定めること 』

(2) 海外派兵恒久法を前提。

ア 事案ごとに「特別措置法」をつくるのではなく、恒久法（一般法）

国際社会の平和と安全のために活動する他国軍隊への後方支援をいつでも可能とする。

迅速かつ安定的に派遣が可能になる。いつでも、どこでも米軍の戦争を支援。イ「非戦闘地域」「後方地域」の枠組みをなくし、「現に戦闘行為を行っている場所」でなければ後方支援できる。

湾岸戦争に当てはめると、多国籍軍の拠点となったサウジアラビアやクウェート、さらにはイラク国内でも前線間際での活動が可能となる。自衛隊の補給部隊が米軍の輸送任務を担ったり、負傷兵士への医療支援を行えるようになる「毎日」3月22日）。

ウ「国連決議」を要件としたが、「基づく」に限定せず「関連する国連決議」にまで拡張(②)。ほとんどの多国籍軍、有志連合型にも参加できることになる。

エ 派遣要件

2010年5月、自民党が国会に提出した「国際平和協力法案」(2012年11月16日の衆議院解散によって廃案)では、国連決議や紛争当事国の要請がある場合のほか、「国際社会の取組に寄与するため**我が国が国際平和協力活動を実施することが特に必要であると認められる事態**」での派兵を認めていた(2条3項)。

公明党の抵抗の微弱さを考えれば、同様の法文でまとまる公算が大きい。

オ 活動内容

「他国軍隊に対する支援活動」に限定される。任務遂行のための武器使用を認めるか否かは不詳。

他方、PKO法の改正で、PKOは治安任務などに業務を拡大し、「任務遂行のための武器使用」も認められ、停戦監視活動や安全確保活動を妨害する勢力を排除・鎮圧するための武器使用が認められることになる。

PKO法に「ステージ」を変えて、紛争終結後の治安掃討作戦を認めることになる。

3-3 PKO法改正

(1)「安保法制整備の方向性」

『(2) 国際的な平和協力活動の実施(国際平和協力法関連)』

- 国連PKOにおいて実施できる業務の拡大及び業務の実施に必要な武器使用権限の見直しを行う。
- 国連が統括しない人道復興支援活動や安全確保活動等の国際的な平和協力活動の実施については、以下の要件を前提として法整備を検討する。
 - ① 従来のPKO参加5原則と同様の厳格な参加原則によること
 - ② 国連決議に基づくものであることまたは関連する国連決議等があること
 - ③ 国会の関与については、その実施につき国会の事前承認を基本とすること
 - ④ 参加する隊員の安全の確保のための必要な措置を定めること 』

(2) P K O活動の業務拡大と変質

ア 停戦合意と受け入れ同意にもとづく P K Oの活動は「非戦闘地域」で行われるのが原則であり、この原則は維持される。

停戦合意と P K Oの受け入れ合意があることは、「国に準じる組織」が敵として登場しないことを意味するとして、「自己保存型」と「武器防護型」からの武器使用の拡張を行い、「駆けつけ警護」や「治安維持活動」も容認しようとしている。

イ「駆けつけ警護」のための武器の使用

P K Oで派遣された自衛隊の部隊が、他国の P K O部隊などが襲われそうになったときに警護にあたり（かけつけ警護）、警護のために発砲すること。

他国の P K O部隊の救援にかけつけて共同で襲撃に応戦すれば、その他国と「共同の軍事行動」を展開することにならざるを得ず、平和的貢献をうたった P K O法の趣旨を大きく逸脱。

ウ「治安維持活動」のための武器の使用

「領域国の受け入れ同意による警察的な活動」を容認した閣議決定により、P K Oによる**治安維持活動**は可能として、安全確保、派遣先住民保護、巡回、検問などの**安全確保活動**を認めようとしている（「読売」2月22日）。

自衛隊が担う「国際平和協力活動」にこれらの活動を加え（3条の改正）、**任務遂行のための武器使用**を認めることになる見通しである（24条の改正）。

エ P K Oの変質

92年に成立した P K O法は、「P K O 5原則」にもとづいて平和的な貢献を行うことが前提とされていた。

駆けつけ警護と治安維持のための武器の使用は、こうした P K O 5原則を逸脱し、P K Oを**平和的貢献**から**軍事的貢献**へ変貌させる。P K Oが「積極的平和主義」による「軍事プレゼンス」の手段とされることを意味している。

(3) 「国連が統括しない人道復興支援活動や安全確保活動等」を拡張。

「他国軍隊への支援活動」ではない治安維持活動は P K O法改正でサポート。「任務遂行のための武器使用」は組み込むだろう。

「関連する国連決議等」と海外派兵恒久法より要件を緩和。「国連ではない国際機関の要請」を考えている模様。

3-4 3つの海外派兵法制（まとめ）

(1) 国際社会の平和と安全への一層の貢献

「海外派兵恒久法」

国連決議に基づく又は関連する国連決議があること

他国軍隊に対する支援活動

(2) 我が国の平和と安全に資する活動を行う他国軍隊に対する支援活動

改正周辺事態法＝「重要影響事態法」

国連決議等の決議は不要

米軍及び米軍以外の他国軍隊に対する支援活動

(3) 国際的な平和協力活動

P K O法改正

関連する国連決議等があること

治安維持活動等まで

4 グレーゾーン事態—治安領域への自衛隊の投入

(1) 「安保法制整備の方向性」

『2 武力攻撃に至らない侵害への対処

米軍等の武器等の防護（自衛隊法関連）

○ 現行自衛隊法第95条の趣旨を踏まえつつ、以下の法整備を検討する。

- ・我が国の防衛に資する活動に現に従事する米軍の武器等について自衛隊の部隊による防護を可能とする。
- ・米軍以外の他国軍隊の武器等の防護についても法整備の検討の対象とするが、以下の点を踏まえたものに限る。
 - ①「我が国の防衛に資する活動」として認められるものであること
 - ②我が国の防衛義務を負う米軍の武器等と同様な「我が国の防衛力を構成する重要な物的手段」に当たり得る場合であること
- ・米軍及び米軍以外の他国軍隊の武器等の防護に当たっての手続きについて国家安全保障会議の審議を含め内閣の関与を確保すること。』

(2) 武器等の防護の対象を「米軍以外の外国軍隊」にまで拡大。

警護についた以上は、事実上「自動参戦」。

(3) 有事と平時の境界の溶融化

「切れ目ない対応」で集団的自衛権行使へ。

「有事」とは武力攻撃を受けた事態（武力攻撃事態）などであって、「軍事・戦争の領域」である。この領域では、武力攻撃事態法が発動されて戦争態勢に突入し、防衛出動命令を受けた自衛隊が、武力を行使して武力攻撃を行う敵を排除することになっている。

「平時」とは、有事を除くすべての状況を意味している。平穏な状況だけではなく、凶悪な犯罪が発生しているなどの異常事態も含まれている。どれだけ大規模で凶悪な事件であっても、武力攻撃にあたらぬ侵害は犯罪であって、治安・警察の領域に属している。この領域では、警察や海上保安庁などの機関が対処にあたることになっている。

有事＝軍事・戦争の領域と平時＝治安・警察の領域は、峻別されねばならない。

※ 尖閣問題——船体射撃から戦争へ

尖閣を巡る日中の国際紛争が「切れ目なく」武力紛争へ発展する危険性を持っている。歴史認識問題を背景にした非合理的なナショナリズムの感情が沸騰してコント

ルール不可能になれば、本格的な日中間の武力紛争となりうる。

尖閣列島で発生している事態は実質的には「領土問題」である。尖閣列島に接近する船舶の側からすれば、「自国の領海だから航行しても問題はない」という「言い分」をもっている。

他方、**治安出動**（自衛隊法78条）や**海上警備行動**（同法82条）は、これまで海外に派兵されてきた自衛隊の部隊よりも強力な武器の使用を認められている。犯罪者の抵抗を排除して、逮捕・拘禁・刑事訴追という手続を実現するためである。

治安出動・海上警備行動を軽々に発動すれば、「領海内に進行した船舶に対して護衛艦が船体射撃を実施」ということにもなりかねない。

「自国の領海だから」という「言い分」をもつ船舶の側からすれば、「他国の艦隊から武力攻撃を受けた」となり得る事態である。船体射撃を行うことによって戦争を誘発する危険がある。

治安出動・海上警備行動の発令は、慎重なうえにも慎重な検討・討議を経て行われるべきもので、「迅速な対応」を理由に「電話による閣議決定」ですまそうとするなどは、「危険な火遊び」以外のなにものでもない。

5 「戦争立法」（与党合意）の全体像

（1）全方面で**軍事突出**。

現在の軍事・防衛法制について、海賊対処法以外はすべて法改正（新法制定を含め）しようとしている。海賊対処法には既に「任務遂行のための武器使用」とジブチ統合根拠地がある。

「**トゲを逆立てたヤマアラシ**」への変身。

（2）事態の「切れ目のない」連動

我が国の周辺では、グレーゾーン→重要影響事態→「存立事態」＋武力攻撃事態（あわせて新事態）が一連のものとして準備されることになる。4分野に書き分けられているが、「切れ目のない対応」でリンクする。

キーワードは「**切れ目のない**」と「**グローバル**」である。閣議決定とガイドライン見直しのキーワードになっているこの二つが「戦争立法」（安保法制関連法案）でどのように実現されようとしているのかを具体的に検討し、その違憲性を論破する必要がある。「**切れ目をなくす**」ということの意味は「**憲法9条をなくす**」ということと同義である。

例えば、周辺事態法の地理的限定である「我が国周辺地域」を取り払うこと、重要影響事態法と海外派兵恒久法、改正PKO協力がそれぞれ**適用される「事態」が重なり**、「戦争立法」が**重層的に適用可能**になる（「切れ目」がなくなる）。

第4 戦争のない世界へ

1 憲法9条を持つ日本の使命と役割を生かそう。

米中と肩を並べる軍事大国の道（「世界の主要プレイヤー」）に未来はない。

軍事力では国際紛争は解決できない。武力行使は**報復の連鎖**を生む。

アフガン、イラク戦争 対テロ戦争の失敗。イラクでは、独裁者はいなくなった

が、軍隊そのものが最大の脅威になっている。

紛争の要因を根本から除去していくための努力が重要。

2 平和的生存権 「われらは、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとしている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う。」

ア 人間の安全保障

平和の視座を国家から個人に転換し、人権として保障した(平和的生存権)。

→「人間の安全保障」(国連開発計画(UNDP)の1994年年次報告)、

安全保障の課題として環境破壊、人権侵害、難民、貧困などの人間の生存、生活、尊厳を脅かすあらゆる種類の脅威を包括的に捉え、これらに対する取り組みを強化しようとする概念。「欠乏からの自由」、「恐怖からの自由」、「尊厳ある人間生活」が人間の安全保障の主要3要素。国連開発計画は、国連総会の補助機関

イ 「平和への権利」の理念の先取り

「平和への権利国連宣言草案」を国連人権理事会で審議中

一人ひとりが平和に生きることができるよう国家や国際社会に要求できる権利。

国家に「武力の行使をさせない」だけでなく、「恐怖と欠乏からの自由」を実現させるために「軍縮や平和教育を行うこと」、「飢餓や貧困などを克服すること」も平和への権利に含まれる。

ウ 地球規模の災厄 地球安全保障の課題

① PM2.5 大気汚染

② 鳥インフルエンザ、エボラ出血熱 感染症

③ 地球の気候変動

領土や島、まして無人島を争っている時代ではない。

※「切れ目のない(シームレスな)」軍事対応の必要性を強調する安倍首相の集団的自衛権の議論では、武力攻撃を受けた場合だけ強調。攻撃を受けた日本が反撃する、武力紛争の事態になることを議論しようとしなさい。殺し、殺される事態となり、自衛隊員の死者、多くの無辜の市民の犠牲が不可避となる。

3 国民の責任(騙されず、行動していく) 憲法前文の第2項

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとしている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

積極的に「非暴力」の形で世界に出かけていき、様々な「非軍事」の貢献をしながら「専制と隷従、圧迫と偏狭の原因を根本から治療する」ことを通じて、それらをなくすことができれば、国際社会において、名誉ある地位を占めることができるはずである。

平和的生存権は「人間の安全保障」の先取り。

21世紀の国際社会が目指す「恐怖と欠乏からの自由」に向けて、人間の安全保障の確立に努力することが、**日本のアイデンティティ**である。

政府任せでなく、主権者である国民一人一人がどんな貢献ができるかを考え、行動に立ち上がることが求められている。

4 安倍内閣の暴走阻止の闘いの正念場

安倍内閣の暴走＝歴史修正主義・歴史逆行の憲法破壊の企てを阻止する闘いの**正念場**である。

「戦争立法」＝「改憲（壊憲）」を阻止し、憲法を護り、活かすたたかいは、子や孫達のために、人類および地球の未来のために、絶対に勝利しなければならないたたかいであり、必ず勝利できる。

- ・「戦争立法」の危険な内容を、早く深く「学び」、「広げ」、「行動」に打って出よう。
- ・広範な国民が立ち上がりつつあることに確信を持とう。
- ・18歳選挙権を視野に、思い切って若い人に呼びかけよう。

「徴兵制 いのちかけてもはばむべし。母、祖母、女（おみな） 牢に満つるとも」
(八坂スミ)

※新聞世論調査

「毎日」（3月16日）

「政府は集団的自衛権の行使など、自衛隊の海外での活動を広げる安全保障関連法案を今国会で成立させる方針です。この方針に賛成ですか、反対ですか。」

「賛成」34%、「反対」52%

「朝日」（3月17日）でも、同趣旨の問いに、

「賛成」33%、「反対」52%

<主要参考文献>

自由法曹団 緊急意見書『戦争法制が生み出す国——7・1閣議決定の撤回と法制化の中止を求める』（自由法曹団のホームページに掲載）

以上